

2024（令和6）年7月4日

再送10月7日

〒340-0026

埼玉県越谷市北越谷4-3-1

SSSM株式会社

代表取締役 大谷 真矢 殿

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司



申 入 書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、貴社のウェブサイト広告表示について下記のとおり申し入れを致します。

つきましては、本申し入れに対する回答を、2024（令和6）年10月21日までに、書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申し入れ書および貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申し入れの趣旨

貴社のウェブサイト上の広告表示（<https://www.chiyuno.com/>）において、

- 1 実際には貴社の2製品のみが母数であるにも関わらず「〇〇年度売上No.1」との表示を行うことは、当該商品を実際のものよりも著しく優良であると消費者に誤認させる表示に該当すると思われますので、このように消費者を誤認させる表示はお止めください。

- 2 同ウェブサイト上からの申し込みが定期購入を前提とするものであり、1年間の解約の制約がある定期購入者をリピート利用者として計上した上で「驚異のリピート率88%」との表示を行うことは、当該商品を実際のものよりも著しく優良であると消費者に誤認させる表示に該当すると思われるので、このように消費者を誤認させる表示はお止めください。
- 3 「ダイエットを意識している方に」との表示を行うことは、痩身または肥満防止効果があるとの印象を与えるものであり、当該商品を実際のものよりも著しく優良であると消費者に誤認させる表示に該当すると思われるので、このように消費者を誤認させる表示はお止めください。

第2 申入れの理由

- 1 不当景品類及び不当表示防止法第5条第1項は、商品の品質等について一般消費者に対し実際のもより著しく優良であると誤認させる広告表示を禁止する旨を定めています。
- 2 申入れの趣旨第1項について、「〇〇年度売上 No. 1」との表示は、多数の同種商品の中から最も売れている商品であり、またそれだけ売れているということはその品質や効能等においても優れた商品であるという客観的評価がなされているとの印象を一般消費者に与えるものです。しかし貴社のご回答によれば、当該表示の前提となったのは貴社商品のみであり、かつ商品数も2つとのことであるため、この実態は前記表示が消費者に与える印象と著しく乖離しているものであって、消費者に誤認を与えるものといわざるをえません。なお、当該表示の付近には、NO. 1 との記載のあるマークの上下に「LPS サプリ部門※」「※当社製品比」との注釈の記載もありますが、目立つ黒文字で大きく表示されている「2020年度売上 No. 1」との表示の箇所にはそのような記載がないこと、当該注釈の記載は当該黒文字の表記より小さくかつ別々になされていること等のことからすると、当該誤認の発生を防止するのに十分なものとはいえません。

そのため、申入れの趣旨第1項のとおり申し入れます。

- 3 申入れの趣旨第2項について、「驚異のリピート率88%」との表示は、購入者が実際に当該商品を使用した上で再度購入していること、つまり購入者の当該商品に対する満足度が高いことを示しているとの印象を一般消費者に与えるものです。しかし当該ウェブサイトには当該商品について定期コースの申込画面へのリンクしかなく、定期購入に誘導されるような作りになっていること、定期購入には1年間の解約の制限があり、契約してしまうと1年間は購入を続けなければならない契約となっていること、貴社のご回答によれば当該リピート率の算出は毎月行い、翌月も購入した者を定期購入者を含めてリピートと計上していることからすると、当該リピートとして計上されている中には、再購入を希望しないが定期購入の制限に

より購入せざるを得ない者が一定程度含まれているものと考えられます。
この実態は前記表示が一般消費者に与える印象と乖離するものであり、消費者を著しく誤認させるものといわざるをえません。

そのため、申入れの趣旨第2項のとおり申し入れます。

- 4 申入れの趣旨第3項について、「ダイエットを意識している方に」との表示を行うことは、痩身または肥満防止効果があるとの印象を一般消費者に与えるものです。

貴社のご回答では、当該表示は当該商品の効能としてではなく成分についてのものであるとのことであり、また治る等の直接的な表現はしていないとのことですが、当該表示からはそれが当該商品についてではなく成分についてのものであるとは読み取れないこと、間接的な表現であっても当該表示は一般消費者に痩身または肥満防止効果があるとの印象を一般消費者に与えるものであること等からしますと、当該表示は当該商品について実際よりも著しく優良であると消費者を誤認させるものといわざるをえません。

そのため、申入れの趣旨第3項のとおり申し入れます。

以上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444